

新たな外国人材の受入れに関する制度の概要

背景

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じているため、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある
- 真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する

在留資格「特定技能」の創設

1. 受入れ対象分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2. 受入れ対象者

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、登入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

新制度の導入効果

- 受入れ機関等が特定技能1号外国人に各種支援等を行うことで、当該外国人が、我が国での活動を安定的・円滑に行うことが可能となる
- 深刻な人手不足に対応し、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持することに資する 等